

神戸市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第30号

神戸市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則

神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金等の交付額の確定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 第5条第3項の規定による申請が行われる補助金等については、市長等は、前項の規定にかかわらず、第6条第1項による交付の決定をしたときに、同時に補助金等の交付額を確定し、申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、</p>	<p>(補助金等の交付額の確定等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2</u> 市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、</p>

前2項の規定による通知を省略することができる。

前項の規定による通知を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。